

○福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会 設置要綱

〔 平成 18 年 12 月 1 日 〕
〔 告 示 第 3 号 〕

(趣旨)

第1条 福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）が設置しようとする可燃ごみ処理施設（中間処理施設及び最終処分場）に関し、必要な事項について調査審議するための諮問機関として、福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 可燃ごみ処理施設建設に関すること。
- (2) 事業方式に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項について審議を行った場合は、その結果を組合管理者（以下「管理者」という。）に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は組合を構成する福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の局長、部長及び担当課長と組合事務局長で組織し、別表1のとおりとする。

2 委員会の委員は管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項に規定する事項の調査審議が終了し、同条第2項の答申までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり議事をつかさどる。
- 4 委員会の会議は原則公開とするが、委員長は会議の内容に応じて非公開とすることができる。

(部外者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くこと

ができる。

(調査・検討)

第8条 委員会は、必要に応じて専門の事項を調査検討させるため、管理者に対し専門部会の設置を求めることができる。

2 削除

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、組合事務局に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

2 この要綱施行後、最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、管理者が招集する。

附 則 (平成19年5月1日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年1月20日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月10日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会 委員名簿

自治体	委員
福岡市	環境局長 環境局環境政策部長 環境局施設部長 環境局環境政策部環境政策課長
春日市	地域生活部長 地域生活部環境課長
大野城市	環境生活部長 環境生活部廃棄物・最終処分場対策課長
太宰府市	市民生活部長 市民生活部環境課長
那珂川町	住民生活部長 住民生活部環境課長
福岡都市圏南部環境事業組合	事務局長